

エネシングフォーサービス契約約款

(約款の適用)

- 第1条 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社(以下、「当社」という。)は、お客さまに対して、エネシングフォーサービス契約約款(以下、「約款」という。)に基づき、エネシングフォーサービス(以下、「本サービス」という。)を提供する。
- 2 お客さまは、本サービスのお申込み前に約款をあらかじめ承諾し、裏面の「対象設備リストおよび料金算出表(以下、「設備リスト」といいます。)」の内容をご確認の上、「エネシングフォーサービス契約申込書(以下、「申込書」といいます。)」に所定の事項を記載し、当社に提出する。
- 3 当社は、お客さまの権利を制限し、又は義務を加重する条項であって、約款に定める取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に反してお客さまの利益を一方的に害すると認められるものを除き、お客さまの了承を得ることなく、約款を変更する場合がある。変更の効力発生日以後の提供条件は、通知又はインターネット上に公表その他の方法でお客さまに事前に予告する。

(契約対象設備)

- 第2条 本サービスの対象設備は、設備リストに記載の設備(以下、「本設備」といいます。)とする。なお、遠隔監視アダプターが設置・接続されていない、もしくは設置・接続されても通信ができない状態にある設備は、本サービスの対象外とする(一遠隔監視アダプターに接続できる室外機は当社所定の台数を上限とし、且つ同一サービス番号の室外機のみ接続できる。これを超えて接続された場合はも本サービスの対象外とする。)

(本サービスの内容及び範囲)

- 第3条 本サービスは、本設備に対する自動制御、メンテナンス及び運転実績の開示に関するものであり、その範囲は以下の通りとする。

① 自動制御

当社は、取得したデータに基づき、エネルギーコストの低減等を目的とし、リアルタイムで建物電力マネジメントを監視しながら本設備を自動制御する。自動制御にあたっては電力マネジメントに加え、機器特性、電力・ガス単価等も一定程度加味する。但し、その効果を保証するものではない。自動制御の対象は、本設備内の、設備リストの備考欄に「自動制御」と記載されたものに限る。

② メンテナンス

当社は、「別記」メンテナンスサービス内容(以下、「別記」といいます。)に示すメンテナンスサービスを提供する。契約運転時間、各種メンテナンスオプションサービスの取扱いについては、設備リスト記載の内容に従う。

③ 運転実績の開示

当社は、当社が提供するウェブサービス上のお客さま専用サイトにおいて本設備の運転実績等を開示する。運転実績の開示の対象は、設備リストの備考欄に「運転実績の開示」と記載されたものに限る。

- 2 申込書の「オプションサービス」欄に記載のサービスは、別途契約内容を定めた上で前項のサービスに付加する。

(設定)

- 第4条 お客さまは、当社所定の方法で、当社に本サービスのうち自動制御に関する制御値の設定または変更の依頼を行う。
- 2 本サービスのうち自動制御に関する制御値設定については、前項によりお客さまより依頼いただいた内容を踏まえ、お客さまと当社で協議のうえ同意した内容を設定する。ただし、制御値設定に関わる数値のうち、法令で定められたものに変更が生じた場合は、制御値設定または変更の依頼がなくとも、当社の判断で、お客さまに事前周知の上、制御値を変更するものとする。

(契約期間)

- 第5条 本契約の契約期間は、申込書記載の契約開始日から契約終了日までとする。なお、契約終了日は契約開始日の前日から起算して申込書記載の契約年数が経過した日の属する月の末日とする。

<例>・契約開始日が「1月1日」の場合…契約終了日は「1月31日」

- 2 契約期間終了日の3ヶ月前までにお客さま又は当社から書面で別段の意思表示がない場合、当該契約を1年間自動延長する。但し、契約期間中に設備リスト記載のいずれかの室外機が試運転日から15年を迎えた場合は、本契約は自動延長されず、契約が終了となる。

- 3 前項の試運転日とは、製造メーカーから出荷された未使用の室外機の試運転をした日をいう。試運転日が確認できない場合は、設備リスト記載の室外機のうち、最も早い製年月を試運転日とする。

- 4 第2項にかかるわざ、契約期間が1年間(又は1年間と月末まで未満)の場合、本契約は自動延長されず、契約が終了となる。

(設定をする本サービスの開始時期)

- 第6条 第3条に定める本サービスの内、自動制御、遠隔監視業務、グリーン・ヘルプ・スマート及び運転実績の開示については、当社は、申込書記載の申込日以降、専用サーバでの設定を行い、設定完了次第、開始する。(料金とお支払い)

- 第7条 お客さまは、本サービスの対価として設備リスト記載のエネシングフォーサービス契約料金(以下、「料金」といいます。)を支払うものとする。但し、「対象設備設置場所」(以下、「設置場所」といいます。)における東京ガス株式会社とのガス需給契約の解約を当社が確認した場合、第17条第1項の内容に従う。

2 当社は、次の時期にお客さまに料金を請求する。

- ① 契約開始日が1日の場合…翌月
② 契約開始日が2日以降の場合…翌々月

3 料金のお支払い方法は、次の中からお客さまが選択する。

- ① 預金口座自動振替による分割月払い又は一括年払い
当社の料金収納事務の委託先である東京ガスリース株式会社が、お支払い者の指定口座から、支払方法に応じて料金を引き落す。

- ② 当社からの請求による一括年払い
お客さまは、当社からの請求に基づき料金を、当社が送付した振込票を用いて、振込票に印字された入金期限日(請求月の翌月末日)までに、お支払いいただく。

- 4 お客さまは、契約期間中に支払方法を変更できない。
- 5 当社は、次の方を料金のお支払者として料金を請求する。

- ① 申込書の「料金のお支払者」欄に記名がある場合は、「料金のお支払者」(約款において、「料金のお支払者」といいます。)
② 上記の欄に記入がない場合は、「お客さま」

- 6 当社は、料金の改定等を実施する場合、事前にお客さまに連絡する。

- 7 お客さまの都合により、本契約が第12条に基づき契約期間の中途中で解約された場合は、第1号及び第2号に定めた方法により精算を行う。

① 当社は料金のお支払者に対し、解約日までの期間に相当する料金を月割りで請求する(1月に満たない場合は切り上げる)。但し、既に一括でお支払い済みの場合は、請求額を超えた金額をお支払者に払い戻す。なお、居戻金額に利息はない。

② 当社は料金のお支払者に対し、解約日から契約終了日までの残存期間に相当する料金の50%(1円に満たない場合は切り上げる)。本設備に一般GHPのメンテナンスサービス料金を除く)を精算金として請求し、料金のお支払者はこれを支払う。但し、解約の理由が、設置場所における本設備のご使用者の事業中止又は撤退による場合、料金のお支払者は精算金の支払いを免れる。なお、居抜き(本設備付きの売買又は賃借)での事業中止又は撤退の場合は、その後の入居者への本契約の引継ぎに協力いただいたときに限り料金のお支払者は精算金の支払いを免れる。

8 本設備の一部を撤去する等、契約期間の中に本サービスの一部を終了させた場合の料金の取扱いは、撤去前の本設備の合計馬力能力に対する撤去した本設備の馬力能力の割合に応じて、前項に定めた内容を準用する(本項は、本設備の一部撤去を主に想定し、前項の内、精算金の支払い免除部分は準用しない)。

(免責事項)

- 第8条 次の場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合も、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。当社が補償を行う場合でも、通常かつ現実の損害を除き損傷しない。

① お客さまが料金の支払いを遅延した場合

② 補修部品の保有期限超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合

③ 地震、落雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争

議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- ④ 本設備について、差押え、仮処分、競売等の申し立てがあった場合
⑤ 当社の遠隔監視サーバー、通信回線、遠隔監視アダプター又はモバイル端末の異常、故障(ハードウェア又はソフトウェアの異常、故障を含む。)、本設備のメンテナンスや故障対応等の事由により、自動制御、遠隔監視が不可能な場合
⑥ 本設備が当社の責によらずして滅失毀損し、本サービスの遂行が不可能な場合
⑦ お客さまから第9条の協力が得られない場合
⑧ 申込書記載の内容が事実と異なる場合
⑨ 申込書記載の内容が契約と異なる場合(天井開口を要する場合、付帯設備を脱着する場合など)
⑩ その他、当社の責に帰すべき事由によらず本サービスが履行できない場合

(お客さまの協力)

- 第9条 お客さまは、本サービスが安全かつ円滑に行われるよう当社に次の通り協力する。

- ① お客さまは、取扱い説明書その他当社の指示に従って、本設備を使用する。
② 当社が本サービスの実施に必要なデータを計測、取得することを承諾する。
③ 本サービスの実施に要する電気、ガス、水道、その他ユーティリティ費用を負担する。
④ 本サービスの運転実績開示のためのパソコン、パソコン電源、インターネット接続環境は、お客さまが用意する。
⑤ 本サービスの実施及び当社所有のモバイル端末の設置、維持管理、撤去のために、当社又は当社の代理人がお客さまの敷地内・建物内に立入ることを承諾する。

- ⑥ 当社又は当社の代理人が本設備の設置場所まで安全に到達でき、同設置場所にて安全な作業ができるよう、安全環境を整備する。
⑦ 当社が本設備の更新又は修理作業を行う際には、本サービスの提供を一時中止することを承諾する。

- ⑧ 本設備の使用中止や移設、撤去を希望する場合は、必ず当社へ事前に通知する。また、申込書に記載の連絡先や本設備の所有者が変更となる場合も、当社へ事前に通知する。

- ⑨ 本設備の自動制御に関わる事項の変更(電気使用設備の新設・使用中止・撤去、ガス需給契約内容の変更等)がある場合には、当社へ事前に通知する。

- ⑩ 当社所有のモバイル端末を善良な管理者の注意をもって管理し、モバイル端末に損傷又は異常が生じた場合には、直ちに当社へ連絡する。

- ⑪ 本契約終了後は、当社所有のモバイル端末の速やかな撤去に協力する。
⑫ お客さまとご使用者が異なる場合、お客さまの責任で当社が第三者から協力を得られるようにする。
⑬ 本設備の内容に変更があった場合、必ず当社へ事前に通知し、お客さまと当社の協議の上で契約の内容を変更する。

(損害賠償)

- 第10条 当社の責に帰すべき事由により、本サービスの自動制御に起因してお客さまが損害を受けた場合、料金1年分を上限とし、料金を除き引く方法によって、当該損害を補償する。但し、当社は、発生した損害の内、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- 2 お客さまが、料金その他本契約に基づく当社に対する債務の支払いを遅延した場合は、お客さまは当社に對し、当該遅延した債務につき、履行すべき日(同月を含む)から当該債務のすべてを履行した日(同月を含む)までの実日数に基づき、年率14.6%の遅延損害金を支払う。また、その他のお客さまの責に帰すべき事由により、当社に損害が発生した場合は、お客さまはこの当社の損害を補償する。

(秘密保持)

- 第11条 お客さま及び当社は、相手方の書面による事前承諾なく、本契約締結時に開示した個人情報(以下、「自己等」といいます。)又は経営を実質的に支配する者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力以下、「反社会的勢力」といいます。)でないこと、自己等が反社会的勢力の威力等を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供する等の維持運営に協力等しないこと(但し、法令により取引が義務付けられているものは除く。)、及び法的な責任を負った不正な要求行為(等(運営するもの)を含む。)をしないことを表明する。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第15条 お客さま及び当社は、相手方の書面による事前承諾なく、本契約の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継され、又は担保に供してはならない。

(協議事項及び合意管轄)

- 第16条 本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合、又は本契約に定めなき事項が生じた場合は、お客さま、当社が誠意をもって協議の上、解決を図る。

- 2 本契約に生じたお客さまと当社の紛争については、東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特約条項)

- 第17条 契約期間中に、設置場所における当社とのガス需給契約を解約されたこと(お客さまと解約されたガスの契約者が異なる場合も含む。)を当社が確認した場合、次回請求時から、料金を申込書の「ガス解約時の契約料金」に定めた金額に変更する。

- 2 本契約において、約款と異なる事項を定めた時は、申込書に記載の定めを優先する。

- 3 お客さまは当社は、相手方が本条に反したことにより損害を被った場合は、相手方に對し、当該損害により取引が解除されることはそのための措置を取る。

- 4 お客さまは当社は、相手方が本条に反したことにより損害を被った場合は、相手方に對し、当該損害により取引が解除されることはこれによる一切の損害賠償を要しない。

- 5 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 6 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 7 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 8 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 9 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 10 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 11 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 12 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 13 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 14 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 15 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 16 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 17 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 18 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 19 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 20 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 21 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 22 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 23 本契約に定められた点検の実施は、毎年1回実施する。

- 24 本契約